

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

総務常任委員会会議録			
日 時	平成 28 年 9 月 28 日 (水)	開 議	午後 4 時 35 分
		散 会	午後 8 時 02 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	山田委員長、斉藤副委員長、安齋・酒井（隆裕）・濱本・ 佐々木各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、総務・財政・教育各部長、消防長、 会計管理者、選挙管理委員会事務局長 ほか関係理事者 (監査委員事務局長欠席)		
参 考 人	迫俊哉氏		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ち、委員長から一言申し上げます。

昨日の審議を聞いておりますと、理事者の答弁において、質問者が聞いている以上の答弁や、中には演説のような答弁もあり、非常に時間を要していたと感じております。

市長及び理事者におかれましては、円滑な議事運営のため、簡潔かつ端的な答弁を心がけていただきますようお願い申し上げます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、酒井隆裕委員、佐々木委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、お諮りいたします。

審議の参考に資するため、本日の当委員会における公明党の質疑の際に、森井市長就任時の総務部長である迫俊哉氏に参考人として出席を求めることとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 36 分

再開 午後 4 時 43 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、公明党、新風小樽の順といたします。

まず、参考人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、昨日に引き続き、当委員会に御出席いただき、まことにありがとうございます。委員会を代表し、お礼を申し上げます。

本日は、委員からの質問に対し、忌憚のない御意見を述べていただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、公明党。

○斉藤委員

◎平成27年6月1日付管理職人事総務部案について

まことに不備ではありますけれども、資料が市長部局から提出をされました。不備だとは言ってもせつかく出していただきましたので、一に伺います。

この(1)の真ん中辺に、自分の記憶では、4月28日に茶封筒に入った人事案を一方向的に置いていったので、やむなく受け取ったが、中身は確認していないという部分がございます。これは、実際28日に受け取って、本当に受け取ったのかどうかということも正確では、やむなく受け取ったと言っているその前に、一方向的に置いていったと、置いていってそのままにしたのか、受け取ったのか何かよくわからないのですが、そこをまず確認したいということと、それから見ないでいたと、中身は確認していないということですが、その受け取ったものは、置いていったのか受け取ったのかよくわからないのですが、受け取って自分の家に持っていったとか、そういう話ですか。

そして次、29日があって30日ですが、30日に当時の総務部長からいろいろな説明、人事についての説明とかがあって、そのときに正式に、それこそ正式に受け取ったと言っているのですが、それまでの間、どういう保管、どこに置いてあったのか。それをかばんの中に入れてあって、それを当日、30日になって引っ張り出して、その説明のときに見たというのか、30日にもう一回、同じものをもう一回もらったという話なのか、2回もらったのですかという、いろいろな、この2行だけに疑問がたくさんあるのですけれども、これを説明していただきたいと思います。

○市長

この資料の件も含めてそうですね、斉藤陽一良委員からこの件について御質問されるときに、私、最初に記憶によるところですから、正確性に必ずしも、ここで言う合理的な明確な理由とか、そういうようなことまで具体的にお話しできないかもしれませんがということで、最初に了解を得て進めさせていただいたところでございます。

(「了解してない」と呼ぶ者あり)

(「それだめだ」と呼ぶ者あり)

ですから、この内容についてももちろんそうですね、今話のあった書面を例えば自宅に持っていったかどうかとか、あと何とおっしゃいましたか、保管の仕方、さらには30日に正式に受け取ったときに、私が持っていったものを開いてやりとりしたのか、さらには後からもう一部もらったのか、恐縮ですけども、はっきりと間違いないというような形では余り答弁できない、やはりそれは御理解をいただければと思っているところでございます。

○斉藤委員

答えていないです。最後のところ、最後の前置きで、それから本答弁が始まるのかと思ったら終わってしまったという、きちんと答えてください。

○委員長

市長、わかりますか、今の斉藤委員の……

(「何も答えていない」と呼ぶ者あり)

質問にきちんとお答えになっていただきたいと思います。

○市長

いや、私は、今、答弁させていただいたと思っております。

具体的に持っていったのかとか、家に持ち帰ったのかとか、またさらにはかばんにたしか入れたのかとかおっしゃっていたかと思えますけれども、さらにはどのように保管をしていたのかとか、さらに30日に2枚目のものをももらったのか、それとも私が受け取ったものを、その場で開いてやったのかということを確認されたいということだと思いますが、記憶によるところなので、そこについては正確に答弁できるような状況にないということでお話をさせていただいたところでございます。

(「だめですよ」と呼ぶ者あり)

(「だめでしょう」と呼ぶ者あり)

(「それではだめでしょう」と呼ぶ者あり)

(「そんなこともわからないで、議会で答弁なんてできませんよ。冗談じゃない、本当に」と呼ぶ者あり)

(「それは答弁として認められないな」と呼ぶ者あり)

(「そんなの答弁拒否しているのと同じだぞ」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長に申し上げます。開議に先立ちの部分で、私からも市長部局に、簡潔また正確な答弁をお願いしているわけ

ですが、その部分では記憶の中だけということであれば、この議会の答弁には私は正確にお答えにはなっていないと判断しております。その部分についてはいかがですか。記憶の中だけで物事を言うべきではないと。

(「もらっただけの記憶だけならおかしいじゃない」と呼ぶ者あり)

(「おかしいよね」と呼ぶ者あり)

(「普通の人なら覚えていることですよ」と呼ぶ者あり)

(「衝撃的だったのでしょうか」と呼ぶ者あり)

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、斉藤陽一良委員が、予算特別委員会での場面だったかと思いますが、4月30日の件、4月28日の件で確認をされるために御質問されたのかなと思いますけれども、その質問に入られるときに、私、最初に答弁するときに、記憶によることとということで御承諾、御了解を得てこのやりとりが始まったというふうに認識をしておりますので、明確でないものを話して、それこそ後で違ったということにもやはりなりませんし……

(発言する者あり)

(「そもそも明確ではないことを言ってるじゃないの」と呼ぶ者あり)

ですから、記憶によるところで対応させていただきます。お話をさせていただきますと、お伝えさせていただいたところでございます。

(「何を言っているんだ」と呼ぶ者あり)

ですから、この資料も含めて、今、記憶の中で、把握されている範囲の中で……

(「都合のいい記憶だけか」と呼ぶ者あり)

お伝えをさせていただいているところでございますので、御理解をいただければと思います。

(「そんなあやふやなことで納得できません。その28日というのも、そもそも記憶でしょう」と呼ぶ者あり)

(「そうしたら、28も違うかもしれない」と呼ぶ者あり)

(「28日ではないかもしれない、なかったかもしれない、そんなこと。今までさんざん委員会や議会や引っ張り回しておいて、何ですか」と呼ぶ者あり)

(「何で28だけ覚えているの」と呼ぶ者あり)

(「どうして迫と28だけ覚えているの。おかしいでしょう」と呼ぶ者あり)

(「普通の人なら覚えていますよ、事実なら」と呼ぶ者あり)

(「おかしいでしょ」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長に一言申し上げます。この委員会の中で、正確ではない、そういうものを私は許した覚えもありません。また、市長におかれましては、そういう根拠のないことを、質問者に対して私はされるべきではないと思います。これは誰に聞いても、そういうお答えが返ってくると思います。そういうあやふやなお答えをするべきではないと私は思います。

(「そんなあやふやなら28も取り消したほういいって。何それにこだわっているの」と呼ぶ者あり)

いかがですか、市長、その28日の根拠を示せますか。

○市長

何度も繰り返して恐縮ですけれども、この議論に入る前に、最初にそのことに対して、私は斉藤陽一良委員にそのことを了解を得て進めているというふうに思っていますので……

(「了解をしていない。そんなこと了解するか」と呼ぶ者あり)

ですから、この資料についてもそうですが、記憶にたどった範囲の中でお伝えする以外に方法がありませんから、そのように御理解をいただければと思います。

(「だめです」と呼ぶ者あり)

(「逃げきれると思って、ひどいな」と呼ぶ者あり)

(「それじゃあちょっと余りにもですよ」と呼ぶ者あり)

(「会ったのに場所、全然記憶にないですとか、何言ってるの。朝か夕方とかふつうは覚えているでしょう、本当に。記憶整理してもらったほうがいいのではないですか、委員長」と呼ぶ者あり)

(「一方的に置いていったとか、やむなく受け取ったとか言っているのですよ。そういうことを言う人が、何でわからないのですか」と呼ぶ者あり)

(「一方的にどこに置いていったのさ」と呼ぶ者あり)

(「どこに置いていったの」と呼ぶ者あり)

(「机の上に置いていったの」と呼ぶ者あり)

(「家に持っていったのか、そのぐらいのことわかるでしょう」と呼ぶ者あり)

(「ちゃんと思い出させてから答弁させてくださいよ」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長に一言また申し上げます。本来なら、そういう記憶の中の曖昧な部分をお答えするということは、質問者に対して的を射た答弁ではないと、それは市長もわかっている部分だと思えます。

ただ、記憶の中でということだけでは、なかなかそれを信用するわけにはいきません。もう一度記憶を確かめ、質問に正確にお答えをいただきたいと思えます。

(「記憶を取り戻すか、28取り消すか、どっちかしたほうがいいって、何で28だけ残っているんですか」と呼ぶ者あり)

(「証言者呼べばいいんじゃないの」と呼ぶ者あり)

傍聴者はお静かに。退席もありますので、よろしくお願いいたします。

(「それを明確にするために、この資料をつくったのでしょうか。とんでもないよ、これ。そういう明確な資料を出してくれと言ったのですよ、委員長。それがなかったら審議できません。議論できません。出してください。市長が自分で言ったのだから、責任あるのだよ。28とか言っているのだから。それ出せないのなら取り消して」と呼ぶ者あり)

市長、いかがですか。その部分は、議論に対して重要な部分だと私も思えます。

○市長

何度も話しておりますけれども、この話そのもの、参考人を呼ばれたときからそうですが、全ては、参考人からお答えしていることも含めて記憶にたどった答弁でございます。それが、今、正確かどうかを、いわゆる把握できる裏づけ等はない中で議論がずっと続いております。私自身も、それも記憶の中でたどりながら答弁をさせているところで、そのように私は最初にそのことについて斉藤陽一良委員に、答弁に私が入る前にそのことについてきちんと伝えなければならないと思って、その話をさせていただいているところでございますから、これ以上、この資料も含めて、それ以上は出せませんから、このような形で提出させていただきましたけれども、その内容以上のことにおいては、現状においては思い出せていないというところでございますので、御理解をいただければと思います。

(「参考人、きちんと手帳とか証拠を出してやってるんですよ」と呼ぶ者あり)

(「裏づけない話で人一人に罪なすりつけているのか。と呼ぶ者あり)

(「そんなあやふやな記憶で、どうにかしちゃったんじゃないか」と呼ぶ者あり)

- (「曖昧なら全部取り消したほうがいい」と呼ぶ者あり)
- (「曖昧なら取り消したほうがいい。一方的にどこに置いたのですか、したら机なのですか」と呼ぶ者あり)
- (「全く単純なことですよ。当たり前のことですよ」と呼ぶ者あり)
- (「裏づけないなら取り消したほうがいいって」と呼ぶ者あり)
- (「28日と言った今までの一切の話を取り消すか、どこに置いてありました、どういうふうに行っていましたという、そのぐらいのこと、それが記憶にないぐらいだったら、28日なんて言わないでもらいたいですよ。そんなこともわからないで言ったのかという、そういう話だよ。

○委員長

再度、私からもお願いいたします。記憶による曖昧な答弁はおやめになってください。正確な事実だけがこの場を進行させる原動力となります。その真実、真実だけ述べていただきますようお願いいたします。

いかがですか、市長。

○市長

何度も繰り返して恐縮ですが、私の記憶の中では真実ですから。そのわかっている範囲の中でお伝えをしているということでございます。

- (「その記憶があやふやだったら、28日取り消すかどうかだ」と呼ぶ者あり)
- (「あなたの真実はいって。客観的な真実になり得るかどうかなんですよ」と呼ぶ者あり)
- (「何で28だけ真実なの」と呼ぶ者あり)
- (「それだけでは、客観性が担保できない」と呼ぶ者あり)
- (「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

齊藤委員。

○齊藤委員

これは私が勝手に議論できないとか言っている話ではなくて、誰が聞いてもこんなことがわからないわけがないのですよ。故意にとぼけているか、うそをついているか。正確に言ってください。覚えていないわけがないことを聞いているのです。普通の人だったら、そんな何十年も前の話ではないですよ。そういうことで、しっかり市長が記憶を取り戻すまで、休憩を求めたいと思います。

- (「記憶を取り戻すか、取り消すかですね」と呼ぶ者あり)

○委員長

市長、何かこの件について……

- (「いやいや、違うよ。今の議事進行についてきちんと裁いてください」と呼ぶ者あり)

市長の答弁がありません。

- (「答弁がありません。答弁はさせてもらったのですけれども」と呼ぶ者あり)
- (「いやいや違う」と呼ぶ者あり)

真実の齊藤委員に対する……

- (「別に二者選択される理由もないですし」と呼ぶ者あり)
- (「そんな曖昧だから、取り消すか、きちんと答えるか」と呼ぶ者あり)
- (「議事進行にきちんと」と呼ぶ者あり)
- (「議事進行に対応してください」と呼ぶ者あり)

齊藤委員の議事進行について、正確に答弁ができないのであれば、休憩をとりたいと思います。

再開時刻は、追ってお知らせいたします。

理事者につきましては、この部分よく精査していただきたいと思います。再開については、そのお答えをもって再開したいと思います。

休憩 午後 5 時 00 分

再開 午後 6 時 59 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

まず、先ほどの齊藤委員からの議事進行につきましては、市長答弁の修正などを求めるという内容でしたが、その前提となっているのは、齊藤委員の個別の質問に対し、市長が一括で漠然と答弁したことが原因であると考えております。この答弁については、市長から改めて個別の質問に対応する答弁をさせていただきたいとの申し出がございますので、この議事進行については、改めて市長から答弁していただくことで処理させていただきます。

では、市長の答弁を求めます。

○市長

今、委員長からお話がありましたように、齊藤陽一良委員から、もう少し具体的に答えていただきたいというお話がありましたので、思い出せる範囲の中で答えさせていただければと思います。

まず、人事案が入った茶封筒は誰が渡したのかということでございますけれども、当時の総務部長でございます。迫部長でございます。

茶封筒を受け取ったのは誰かということでございますけれども、これは私自身でございます。

場所につきましては、これは今までも答弁させていただいておりますけれども、恐縮ですが、はっきりと思い出すことができません。時間帯的におきましても、恐縮ですけれども、明確にこの時間帯ですということを現状において思い出しているという状況ではございません。

それと、28日にもらった封筒をまずどこに置いたかでございますが、私自身、記憶を改めてその後も考えたところでございますけれども、私はたしかテーブルだったと思うのですが、置いていかれたというふうに思っております。その後、その封筒を結果的に、そのままにしておくということにはなりませんので、これもはっきりとした記憶ではございませんが、多分かばんの中に入れたのではないかと、私の中では記憶をしているところでございます。ですので、保管をしたのは、結果的にかばんの中でございますし、やむなくもらった意味については、置いていかれたから結果的に受け取ったということになります。

それと最後に、30日の人事案について、これをどこからもらったのかということでございますけれども、恐縮ですが、これについてもはっきりとした記憶が、この間もいろいろ思い出そうと思いましたが、取り戻すことができませんでしたので、現状に置いては不明という状況でございます。

○齊藤委員

結局、今の市長の答弁をお聞きしても、4月28日に総務部の人事案を受け取ったと口では言いながら、全くその中身の合理性、説得性も感じられないということに尽きます。

最後に、1点、迫参考人にお伺いをいたしますが、市長は、本会議での私の質問への答弁で、森井市長の人事案、自分の人事案を5月21日に職員課長に渡す以前に、総務部長とは対話をしているという発言をされておりますが、迫参考人は、そのような人事の中身についての対話を、その5月21日以前に市長となさいましたか。

○迫参考人

5月21日に人事案を市長から示される前に、人事の内容について対話をされたかということでございますけれど

も、これは 8 月 9 日の総務常任委員会で私がお答えを既にしてしておりますが、私と市長とが人事の内容について打ち合わせをしたという記憶はございません。具体的な打ち合わせと申しますと、市長から人事の方針についての指示、個别人事の内容についての指示、それについての協議というのは行った記憶はございません。ですから、今、斉藤委員がおっしゃいました一般質問の答弁の答弁の中に、この間、中略いたしますけれども、総務部長とのやりとりは、都度、短時間でありましたが、対話をした旨の答弁になっておりますけれども、都度対話というと 1 回のことではございません、何回もやっているような感じですが、こういった認識は基本的にはございません。

○斉藤委員

全く、これこそ虚偽答弁だと考えます。

それから、8 月 9 日の総務常任委員会における山田委員長が質問されたことに対しても、市長はそういう対話があったのだという趣旨で発言をされています。これも事実と反すると考えております。

私は、これまでの本会議、また委員会でのやりとりを通じて、森井市長が 4 月 28 日に総務部の人事案を受け取った云々の発言は、全く事実無根のデマ発言だと結論づけたいと思います。4 月 30 日以降に渡したという迫参考人の御発言を全面的に信憑性のあるものということで確信をするに至ったものでございます。

多々質問したいことも、市長に求めたいこともあります。幾ら質問しても満足に答えない、まともに議員の話を受け取ろうとしない、そのような市長に対しまして、私はこれ以上質問もできませんので、以上で終わります。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

(「無視ですか」と呼ぶ者あり)

(「当たり前でしょう」と呼ぶ者あり)

参考人におかれましては、本日はお忙しい中、御出席いただき心から感謝いたします。

当委員会といたしましても、本日述べていただきました貴重な御意見を今後の調査に十分生かしてまいりたいと思います。本日はまことにありがとうございました。

参考人が退席されますので、少々お待ちください。

(参考人退室)

新風小樽に移します。

○安斎委員

今、この間、問題になっていた人事と組織機構改革について質問させていただきますが、まず、今、斉藤委員がおっしゃった部分に重なりますけれども、迫参考人が手帳や明確な市役所内部のスケジュールを示した上で、4 月 30 日以降に人事案を渡したという話をされていました。これは全く完全なる明確な証拠を持つての御発言であったと思いますが、市長は、その手帳とかいろいろなスケジュールとか、迫参考人の話以上に立証できる証拠が記憶以外にあるのかないのか、あるかないかだけでお答えいただければと思います。

(「何で制限されるの答弁に」と呼ぶ者あり)

○市長

その答弁の仕組み、仕方まで制限されて、あるかないか以外に一切答えてはいけないということですか。

今のお話も含めてお話をすべきかなと……

(「あるかないかで答えてください。斉藤委員の質問と私の質問は違いますので、立証できる証拠があるかないかをお答えください」と呼ぶ者あり)

現時点におきましては、何ですか、手帳とかですか、私はそれは証拠とは言えないと思いますけれども、そのよ

うなものは、私自身は、現時点では持っておりませんが、しかしながら……

○委員長

市長には、それ以上の発言は、安齋委員の質問に対して、あるかないかでお答えしていただきたいと思います。

○市長

答弁を制限されるということですか。

○委員長

いいえ。聞かれたことに対して。

(「聞かれたことに対して答えればいいんだ。あるかないか、記憶以外にあるかないか」と呼ぶ者あり)

お答えしていただければいいと思います。

(「委員長、いいですか、そのまま今話をして」と呼ぶ者あり)

答弁だけお願いいたします。

○市長

非常に答弁だけという表現は乱暴ではないかなと思いますけれども。

(「いやいや、そんなことないでしょう。その次の質問があるんだから」と呼ぶ者あり)

当然にそれぞれ考え方があり、主張があったり……

○委員長

それは私は認めておりません。答弁だけお願いいたします。

(「反問権ないんだよ」と呼ぶ者あり)

(「別に反問しようとは思っておりません」と呼ぶ者あり)

(「証拠があるのかなのか。記憶以外にあるのかなのか。今は、それ以外のことは無いということだから、それでわかりましたで、いいです」と呼ぶ者あり)

(「これについては委員長のほうに、委員会を終えた後にお伝えさせていただきたいと思いますが、わかりました」と呼ぶ者あり)

(「何それ」と呼ぶ者あり)

(「ひどくないですか、今の。今の発言は何ですか、委員長、許して」と呼ぶ者あり)

もう一度、市長に今の発言の真意をお伺いしたいのですが。

(「真意と言ったら、こういう話になりますので」と呼ぶ者あり)

(「真意は言ったらだめだけど、その発言を撤回したほうがいいって。何か私に言いたいことあるのかと、そんなこと許さないという話ですよ」と呼ぶ者あり)

(「委員会の最初に言ったことをもう一回繰り返したらどうですか」と呼ぶ者あり)

本当にですね、市長、質問者の質問に簡潔に御答弁をお願いします。その私に対する質問は、後ほど問題とさせていただきます。

(「受け入れなくていいでしょう、そんなの」と呼ぶ者あり)

再度申し上げます。理事者には、原則、答弁以外の発言は認められておりません。答弁です。よろしくお願いたします。

(「答弁」と呼ぶ者あり)

(「それ言っているんだ」と呼ぶ者あり)

(「議員やってたからわかるでしょう」と呼ぶ者あり)

(「わからないのか」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

次に、質問させていただきますが、先ほど、市長から総務部人事案の受け取り日に関する資料をいただきましたけれども、4月27日、選挙終了翌日、前副市長と面談というふうに書かれています。これ記憶にあるから残っているかと思いますが、もしこの面談以外の記憶、何を話したかとか記憶があれば、どのような内容だったかをお聞かせいただけますか。

（「前副市長とですか。具体的に話したことを言えということですか」と呼ぶ者あり）

まあ差し支えある部分もあるから、どのような話だったというのがあれば、私も電話で確認しているから。

○市長

前副市長におきましては、27日に選挙事務所にお越しになられています。

具体的な言葉でお話すると御迷惑をおかけしかねないということもありますので、基本的には人事の件、今後の市政に対しての御意見というか、アドバイスと、そのような範囲ではなかったかなと思います。

○安齋委員

私も、御本人に確認させていただきましたが、退任の挨拶だったと。そして若干副市長の話も、決まっているのかというようなお尋ねをしたということを知りました。

次に行きますけれども、先ほど、石田議員が後ろから、28日の件で、証人いるのだぞとやじを飛ばされていましたが、市長は、迫参考人と、28日、二人で面談したということなのですね。これについて、どういうことなのかなと首をかしげてしまうのですけれども、まずコンプライアンスの通報の部分で多分、石田議員が言っていると思いますが、事務所で市長と市の職員と何か混在しているのではないかなと私は思って、このコンプライアンス通報自体がと思っているのです。

そこで伺いますけれども、コンプライアンスの日とともに、市の職員が森井市長の事務所に行ったということは事実としてあるのかなのか、伺います。

当時の秘書課長にと思っていましてけれども、それはなかなか差し支えるということなので、総務部次長にお答えいただきたいと思います。

○総務部次長

私からお答えさせていただきます。

市長就任前の4月28日か、就任日の30日かは定かではございませんけれども、市役所に届いていた祝電をまとめて大封筒に入れて選挙事務所へ届けた秘書課の職員はおります。

なお、封筒の色が茶色かどうかは定かではございません。

○安齋委員

今のこれらの話を聞くと、前副市長が副市長の話をして、職員が茶封筒……、封筒を持っていったというところが記憶の錯誤で、何かそういう話になってしまったのではないかなと思われるのですけれども、もしかしたら市長の28日に総務部長と面談をして人事を受け取ったというのが勘違いかなと思っているのですが、これについてはもう記憶を頼っての質疑しかできませんので、これ以上は言いません。

市長の姿勢について若干触れさせていただきますけれども、もしもこれが28日だったとしても、市長の部下というか、市の職員、市長がトップですから、その部下が情報漏えいだというふうに公益通報をされるようなことを、市長自身が御発言するのはいかがなものかと考えているのです。

市長が、28日に総務部長と面談して人事を受け取った、この事実が事実であったならば、これは元総務部長がまだ民間人である市長に情報漏えいをしたということ、市長が公に言ったということになるので、私としては、もしそれが事実であったとしても、部下をかばうのであれば、そういう発言はいかがなものかなと思うのです。これについて、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長

私は、議会の中で質問されたことに対して答えなさいということで、皆様から言われております。

私自身、その話を積極的に、当時、その話を受けたときに、即公開をすとかという思いを持って行って来たわけではございません。このたび、斉藤陽一良委員の質問の中で、そのように一つ一つお聞きになられたことに合わせて私は答弁しただけでございますから、ですから、ですから私は……

（「それは事実だからいいのですけれども、私が聞いているのは、情報漏えいと通報されるようなことを市長が何で発言されるのですか。それをどう思いますかということなので、それについて明確にそれだけを答えていただければ」と呼ぶ者あり）

だから、今、その答弁中なのですけれども。

（「いや、その前段が長いから、余計なことを……」と呼ぶ者あり）

だって、それを説明しないと伝わらないので、今お話ししますけれども。

（「それは事実としてわかりますから」と呼ぶ者あり）

よろしいですか、委員長。

○委員長

はい。

（「できるだけ簡便にやってもらったらいい」と呼ぶ者あり）

簡潔にお願いいたします。

（「余計なこと言わないでもらいたい」と呼ぶ者あり）

○市長

だから、今、話を何度もしていますけれども、斉藤陽一良委員からそのような御質問があったので……

（「それは要らないから」と呼ぶ者あり）

結果的に、そのようにお話しせざるを得なかったということでございますけれども、私自身はそれを望んで別に行っているわけではございませんし、私としても、この件について非常にどうこの答弁の中で表現すればいいのか悩みながら話をさせていただいたところでございますが、それについて8月9日の総務常任委員会等を含めて、参考人からさまざまなお話を聞かれ、それに伴って斉藤陽一良委員はそれが事実なのかということも含めて幾つかお聞きになられたということですから、私は、結果的に、その経過の中で話をさせていただいたところでございます。

（「全然答えてない」と呼ぶ者あり）

○安斎委員

私の質問が長くてわかりづらかったのかもしれませんが、簡潔に伺いますけれども、市長の部下である職員が情報漏えいだと通報されるようなことを、市長みずから発言されるのはいかがかなと思っています。それについてどういう見解ですか。事実経過で結果的にそうなったのではなくて、市長として部下が情報漏えいの危機、情報漏えいだというふうに通報されるようなことを、28日だと発言することによって、それはどう思っていますか。今回の事象でなく、一般的な話を聞いています。

○市長

望ましいことではないとは思っております。だからこそ、そのような具体的な日付において、例えば再質問のときにも、再確認で質問されていたと思うのです、4月30日というとき、受け取ったときなのかと、斉藤陽一良委員がお話しされましたけれども、私がそのときに正式に受け取りましたということで、私としてはそこでとどめたいという思いもあって話をしていますから、やはりそういうことをできれば公の場で、しかも記憶に頼って答弁する内容ではないというふうには思っておりますけれども、その過程の中で、結果的にお伝えすることになりました

た。ですから、私としては、この環境を含めて望ましい状況ではない、このように考えているところでございます。

○安齋委員

では、部下を守るのがトップの責任だと、好ましくないというのであれば、前段に議会としっかりいい関係をつかって、斉藤委員に対して、ここはこういうことだからとかというふうに部下を守っていくのがトップではないのかなど、私は思っているのです。

市長みずからが28日と言うことによって、しかもそれが曖昧な記憶の中で言っているのは、大変当該職員を苦しめるような状況になってしまうのではないかなと思っています。市長が28日ということを繰り返すたびに、その当該職員をただ陥れる状況になっているということは、市長として認識を持っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長

28日ということにおきましては、質問においてそのように聞かれたので、それについて私の記憶に基づいて答弁をさせていただいたところでございます。ですから、繰り返しと言われましても、繰り返し聞かれれば繰り返し答弁するのが当然ですので、ですから、今、安齋委員がそのように御指摘されましたけれども、私はその答弁の過程の中で言わざるを得ない状況、そういう状況だったということで御理解をいただければと思います。

○安齋委員

それでも、市長が28日と言ったから、では本当はどうなのだとということで、斉藤委員が参考人を呼んで、では30日以降だという証拠を持って発言をされています。これに対して市長は、それを覆すように28日とこだわるのかと、もし守りたいということであれば、もしそれが事実なら、私は、今回は市長は証拠が弱いかなと思って事実ではないと思っていますけれども、しっかり部下と話をし、このときこうだったと、市長の好きな対話ですか、対話をし、職員にそういったことをさせるような状況に陥れないということが、私はトップの責任かなと思っています。

そして、今回のこの市長の発言によって、職員の中では不信感を持つ方がいます。できれば、市長として、この28日というのは、何もそれしか記憶がないわけですから、勘違いであったということで、発言を取り消すのがトップとして、そして部下を守る上での責任ではないかと思うのですけれども、これについて市長の見解を伺いたいと思います。

○市長

今、ここで安齋委員とだけその議論をしているわけではございません。この過程におきまして、ほかの議員の方々からもお話があって、最初に了解をとりましたけれども、記憶の中での答弁で恐縮ですがという話はさせていただきましたが、既に私の記憶のもとで、それが証拠という書面上のものではないかもしれませんが、私なりの根拠のもとで話をさせていただいているところでございます。

残念ながら、それは私の中では事実ですから、撤回ということには残念ながら得ませんけれども、私としては議会の中で、このような質問があり、このような議論になっているということは、非常に残念だとは思っております。

○安齋委員

確かに私も残念に思っています。

たとえ30日以降であっても、誰にもデメリットがないのですね。市長が28日と言いつつ、逆に迷惑がかかる人がいて、そして議会議論もまた30日と言って28日だ、それはどういう事実なのだと、そうしたら記憶の真実しかない、でもその記憶は不明なことが多いと。その中で、こういった議会議論を展開していくのは、私も非常に残念だと思っています。

これ30日以降でしたと、市長が発言を撤回することによって、誰かにデメリットがありますか。

(「デメリットあるかないかを質問されたのですか」と呼ぶ者あり)

はい。

○市長

デメリットがあるかないか、私は判断ができません。

ただ、議会議論の中で、いわゆる質問に対して的確に答弁を下さいということを皆様からも常々言われているところでございます。ですから、私の中における事実として、それを答弁させていただいているところなので、その事実をねじ曲げるといふことにはやはりなりませんから、撤回というのは難しいと思っております。

○安斎委員

最初に、市長がデメリットは判断できないとおっしゃっていたので、ただその後段に言いわけがましいところがあるから、皆さんに答弁を簡潔にというふうに言われるのです。

例えば、話が変わりますけれども、この前の市長記者会見で、バーベキュー禁止という報道がありましたね。あのときに報道機関からは、おたるドリームビーチの入り込み数が減ったのはバーベキューの持ち込みを禁止したからではないですかという質問に対して、市長は、長々と述べた後、最終的に直火は禁止ですと言うのですよ。結局、その質問に対しては、ドリームビーチの入り込みが減ったのかということに対しては、減った、それは持ち込みバーベキューを禁止したから要因ですとか、それも一つの要因ですというふうにはっきりお答えにならないのです。ですから、議会の質問に対しても、まくらを入れたり、横道にそれながら言いわけをして、最後答えようとするとか、最初に答えたのに、最後言いわけをすとかとなってしまうから、こういう指摘になるのです。これは意見として聞いていただきたいと思います。

いずれにしても、この議論を展開していくことは、市民のためにはなりません。私としては、後ほどでもいいので、各党派とも協議の上、28日というのは、本当に曖昧な記憶の中の28日しかないから、発言を撤回したいというふうな考えを持っていただきたいと思うのですけれども、これについてはずっと市長からは今はすぐ判断できないということですので、後ほど……

(「判断できないとは言っていないな。デメリットは判断できないと言ったんだ」と呼ぶ者あり)

今すぐに撤回をすることはできないみたいな話をされてましたよね。

(「撤回するつもりはない」と呼ぶ者あり)

撤回するつもりがないですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

これだけ私が言っても、それはないということですね。トップとしての責任として、部下を守るために何とか、ここは私が勘違いしました、申しわけございませんでした、今後はこのような錯誤がないようにしますとか、そういったことができないのかなと思っているのですけれども、するつもりはないということなので、これについてはもう質問はしません。

◎組織機構の改革について

次に、この状況の中で、組織機構の改革についてお話をされています。

私の質問によってということで、市長はたびたび、質問があったから言ったということですが、私も質問をしましたが、質問があったからやるというような答弁ではなくて、やはりそういういろいろな問題、背景があって、やはりこれは組織改革をしなければいけないのだという意識を表示すべきだったなど、私も思っていますが、これは過ぎた話なのでいいです。

まず、市長として組織改革をやる理念、なぜ組織改革をやるのかということですね、それを伺わせていただきたいと思います。市役所をどうしたいのだということをお伺いしたいと思います。

○市長

先日、課題等とかを話しましたが、その言葉と同じ言葉にはならないかもしれませんが、それについては

○市長

最後に質問された、その73項目について優先順位をどうするのかということですよ。

(「ええ」と呼ぶ者あり)

それについては、恐縮ですけれども、これからの協議になるということになると思います。それを改めて担当を含めて打ち合わせの中で、おっしゃるように、2年間で100%必ず73絶対できるとは言えない状況ですから、その中で平成29年度に優先してできること、そして30年度に向けて行えることを、それが私としては重要なというふうに思っております。

私、安齋委員が、最初に安齋委員なりの思いを伝えられているわけではないですか。新庁舎を建てられてとか、そのような思いとかをお話しされるので、私はそのような思いに対してやはりお応えをしないとというふうに思うのですよ。ですから、その答弁がどうしても、その部分だけだと話しぶらいというふうに思っているのですが、その点についても触れてはいけないということですか、ここで。

(「反問権はないのだから」と呼ぶ者あり)

○安齋委員

まずは、議員の質問として私の考えを述べて、そしてこれはどうだと聞いていますので……

(「考えを述べて、どうだ」と呼ぶ者あり)

だけれども、今、市長が考えを述べたいとおっしゃったけれども、優先順位は何なのだと言ったら、これから協議ですと答えているではないですか。それは何を述べたいのですか。

(「考えがあって述べるじゃないですか」と呼ぶ者あり)

だから、述べたのが協議をするということではないですか、答弁として。

(「最終的な答弁はそこです。でも、考えを先に述べられているから、それに対して私の考えを述べないと」と呼ぶ者あり)

最初に私が聞いたのは、市長としては何をやりたいのだと聞いたら、もうこれ答えられていて、優先順位は何ですかと、私としてはこういう考えですよと言っているの、完結しているの、これ以上何か答えたということがあるということですか。

(「まあ、いいですわ」と呼ぶ者あり)

では、次に行きますけれども、私が先ほど考えを述べました、まず子育ての部分と企画政策の部分、この73項目の中では、上位にわたっているところなのですから、この部分をまずグループ制の導入の優先順位にするというような考え方はお持ちでないでしょうか。

○市長

もちろんそのことも念頭に置いて、これから協議をすることになると思います。

○安齋委員

今回、総務部の案で来ていますけれども、本来であれば、総務部としてこういう結果が出ましたよと、こういう考え方で出すと出ていたのですが、本来、私としては、その組織改革に当たっては、やはり市長としてはこういう市役所をつくるから、こういう優先課題があって、それを先にこういう順番にやっていくのだというような資料が、考え方が示されてもいいのではないかと思います。これだと、ただ、副参事には悪いですが、副参事ができる範囲内で原課の部分の課題とかを集めて、それをこういう課題がありますと出しているだけなので、できれば市長としての考えを、それは今後、協議ですというのではなくて、示した資料にしてほしかったと思うのです。次、平成29年のどこかで条例案を提出するということですよけれども、条例案の提出の前には、どういうふうな市長の考えのもと、どういう組織にして、今後、将来どういう解決をしていくのかというものを、市長の考えを盛り込んだものが示されてほしいと思うのですが、このスケジュール等を含んで、私の考え方について、副参事でもよろ

しいので、見解を伺いたいと思います。

○総務部副参事

1 年先送りにして、平成30年4月に組織の再編を持っていくときに、条例案をいつ提出するかというのはまだ決まっていません。29年の第4回定例会になるのか、第3回定例会になるのか、もしくは第2回定例会になるかというのは、今、市長含めて議論しているところですので、その部分についてはスケジュールがまだはっきりしておりません。

それで、市長の考える組織を示してからということの御質問だったのですけれども、それは当然、完成品の中には市長の思いが入る組織改革というのは当然示して、皆さんに出すことができることを私も目標にしていますので、それは安斎委員の考えと一致するものが出てくるものと考えております。

○安斎委員

最後になりますけれども、こういった組織改革もいいですし、やっていくことはいいのですが、やはりまずこの人事の問題でぐだぐだに、何か不信感があったりとか、誰が何を言ったとか、市長自身が元総務部長の話覆すような発言をして、それが情報漏えいだと指摘されるような形にするとか、そういった部分をまず改善させていって、抜本的な改革を進めて、まさに市民の役に立つ市役所を目指していってほしいと思います。これは意見として言わせていただいて、質問を終わります。

○委員長

新風小樽の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 7 時41分

再開 午後 7 時59分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○酒井（隆裕）委員

日本共産党を代表いたしまして、議案第26号小樽市非核港湾条例案について賛成の立場で、議案第22号小樽市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例案について反対の立場で討論を行います。

詳細については、本会議で述べます。

議案第26号です。核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市として非核三原則に基づく非核港湾条例を制定することを求めるものです。

議案第22号です。議員報酬や市長などの給料について意見を述べる特別職報酬等審議会についてですが、常設になっているものを必要の都度設置するように改めることから改正するものです。

昨今の情勢は、議員や特別職の報酬等について、市民にとってよりわかりやすくすることが求められています。成熟社会における社会経済情勢の変化を考えると、報酬等審議会の開催が11年近く開かれていないことこそ問題です。今回の改正は、行政改革の流れにむしろ逆行することになるのではないのでしょうか。以上から賛成できません。

議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、議案第26号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、議案は否決と決しました。

次に、議案第22号について採決いたします。

可決と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。